

議案第47号

目黒区学童保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区学童保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

目黒区学童保育事業の運営に関する条例（平成16年12月目黒区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「児童」の次に「（規則で定める児童にあつては、区内に在住し、小学校に在籍している児童）」を加え、同条第2号中「児童」の次に「（規則で定める児童にあつては、区内の小学校に在籍している児童）」を加える。

第8条第1項中「8,000円」の次に「（当該児童が規則で定める児童である場合には、月額9,000円）」を加え、同条第2項及び第3項中「4,000円」の次に「（当該児童が規則で定める児童である場合には、月額4,500円）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに学童保育事業の利用の対象となる児童に係る当該事業を利用するための手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 新たな学童保育クラブにおいて実施する学童保育事業の対象児童の範囲を拡大するとともに、その学童保育クラブの利用時間の範囲の拡大に伴う保育料を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区学童保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 学童保育事業を利用することができる児童は、保護者の疾病又は就労等の事由により、昼間家庭において適切な保護育成が受けられないと認められる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 区の区域内（以下「区内」という。）に在住し、小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童 <u>（規則で定める児童にあつては、区内に在住し、小学校に在籍している児童）</u></p> <p>(2) 区内の小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童 <u>（規則で定める児童にあつては、区内の小学校に在籍している児童）</u>（前号に該当する者を除く。）</p> <p>(3) （現行に同じ。）</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 第5条の規定により承認を受けた保護者は、児童1人につき月額8,000円 <u>（当該児童が規則で定める児童である場合には、月額9,000円）</u> の保育料を納めなければならない。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 学童保育事業を利用することができる児童は、保護者の疾病又は就労等の事由により、昼間家庭において適切な保護育成が受けられないと認められる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 区の区域内（以下「区内」という。）に在住し、小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童</p> <p>(2) 区内の小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童（前号に該当する者を除く。）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 第5条の規定により承認を受けた保護者は、児童1人につき月額8,000円の保育料を納めなければならない。</p>

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうちに学童保育事業を利用している児童が2人以上いる場合にあつては、2人目以降の児童の保育料の額は、当該児童1人につき月額4,000円(当該児童が規則で定める児童である場合には、月額4,500円)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうちに法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育の実施を受けている児童その他区長が別に定める児童がいる場合にあつては、学童保育事業を利用する児童の保育料の額は、児童1人につき月額4,000円(当該児童が規則で定める児童である場合には、月額4,500円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうちに学童保育事業を利用している児童が2人以上いる場合にあつては、2人目以降の児童の保育料の額は、当該児童1人につき月額4,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうちに法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育の実施を受けている児童その他区長が別に定める児童がいる場合にあつては、学童保育事業を利用する児童の保育料の額は、児童1人につき月額4,000円とする。